



2026 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 WOLVES HAND
代表者名 代表取締役 CEO 兼 COO 北井 正志
(コード：194A、東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 田中 哲生
(TEL. 06-6599-9106)

株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 2 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、本件売出しに関連して、当社の主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

当社は、2000 年 1 月に「きたい動物病院」を開院して以降、関西エリアを中心に動物病院事業を拡大して参りました。2019 年には更なる事業拡大を企図して、J-STAR 株式会社が投資関連サービスを提供する複数の投資ファンド^(注)（以下「J-STAR ファンドら」と総称する。）が出資する関東エリアの動物病院グループである JVCC 株式会社グループとの統合を実施し、以後、J-STAR ファンドらと協働し、動物病院事業のみならず、ペットサロンの運営、動物病院向けソフトウェアの提供、獣医療教育セミナーの配信などの事業を拡大し、2024 年 6 月には東京証券取引所グロース市場への株式上場を果たしました。

(注) J-STAR 株式会社は、J-STAR No. 3 SS, LP 等に対して個別に、同社自身又はその子会社を通じて、投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供しております。

上場後は、規模の拡大を企図した動物病院の M&A を基幹戦略としながらも、「One Health」をテーマに動物病院事業を中核とした関連事業のプラットフォーム化を推進しており、当社の獣医先端医療研究所における先端医療や再生医療の研究開発、次世代型電子カルテシステムの開発・医療データベースの構築、医療衛生機器事業、CRO（開発業務受託機関）・SMO（治験施設支援機関）事業、バイオマテリアル事業を戦略的な M&A により取得しました。これらを有機的に相互連携させることで、各事業単独では実現できない付加価値を創出することによる、多層化された収益構造を実現して参ります。

さらに、当社グループ業績は 2024 年 6 月の上場以後堅調に推移しており、2026 年 6 月期におきましては売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益について、過去最高を更新いたしました。堅調な業績推移と財務規律の徹底により 2026 年 6 月期末で連結自己資本比率 50%超を達成し、財務の健全性も大きく向上いたしました。

このような新たな成長戦略の進展と財政状態の安定に伴い、東京証券取引所グロース市場への上場前より当社株式を保有する J-STAR ファンドらとの協働は一定の節目を迎えたものと認識しております。かかる状況下、J-STAR ファンドらを構成する各ファンドが、それぞれ保有する当社株式の全部の売却意向を有していることを確認いたしました。併せて、当社の代表取締役 CEO 兼 COO である北井正志より、当社株式の流動性向上を企図して、当社株式の一部の売却意向を有して

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

いることを確認いたしました。

当社として当該株式売却の最適な手法を慎重に検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供するとともに、当社株式の流動性の向上及び個人株主様を中心としたより一層の株主層の多様化を図ることが可能であることから、この度、本件売出しを決議いたしました。

また、当社は、本件売出しの実施に伴う株式需給への影響を緩和することを目的として、本日の取締役会決議により、取得し得る株式の総数 100,000 株及び株式の取得価額の総額 300 百万円をそれぞれ上限とする自己株式取得を実施することを決定いたしました。詳細につきましては、当社が本日公表いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

併せて、当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しておりますが、本日の取締役会決議により、当該譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決定いたしました。詳細につきましては、当社が本日公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

本件売出しを通じ新たに当社をご支援いただける株主様とともに、動物医療分野における更なる成長を目指し、引き続き積極的に事業を展開して参ります。

記

I. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 2,653,600 株
種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	J-STAR No. 3 SS, LP	1,011,700 株
	J-STAR No. 3 JF, LP	524,100 株
	J-STAR No. 3 JC, LP	433,400 株
	J-STAR No. 3 GF, LP	431,300 株
	J-STAR 有限責任事業組合 2016	53,100 株
	北 井 正 志	200,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 9 月 9 日（水）から 2026 年 9 月 14 日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役北井正志に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 398,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が上記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（2）売出人及び売出株式数」に記載の売出人である J-STAR No. 3 SS, LP、J-STAR No. 3 JF, LP、J-STAR No. 3 JC, LP、J-STAR No. 3 GF, LP 及び J-STAR 有限責任事業組合 2016 から 398,000株を上限として借入れる当社普通株式（当該借入先としての売出人を以下「貸株人」と総称する。）の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役北井正志に一任する。

＜ご参考＞

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人である野村証券株式会社が貸株人から 398,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、398,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 10 月 9 日（金）までの間を行使期間として貸株人から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 10 月 9 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人兼貸株人である J-STAR No.3 SS, LP、J-STAR No.3 JF, LP、J-STAR No.3 JC, LP、J-STAR No.3 GF, LP 及び J-STAR 有限責任事業組合 2016 並びに売出人である北井正志は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 名 称	J-STAR No.3 SS, LP
(2) 所 在 地	P. O. Box 1350, Windward 3, Regatta Office Park Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands
(3) 代表者の役職・氏名	General Partner J-STAR No.3 SS GP, Ltd. Director Samon Suwannarat
(4) 事 業 内 容	投資業
(5) 出 資 総 額	情報入手していないため非開示

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主 順位
異 動 前 (2026年9月2日現在)	11,758 個 (1,175,898 株)	15.55%	第2位
異 動 後	0 個 (98 株)	—	—

- (注) 1. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2026年6月30日現在の総株主の議決権の数75,605個を基準に算出しております。また、大株主順位は、2026年6月30日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。
2. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 異動後の議決権の数は、異動前の議決権の数から前記「I. 株式売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当該株主の売出株式数にかかる議決権の数10,117個（1,011,700株）及び「I. 株式の売出し 2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために野村證券株式会社に対し貸出される上限数である1,641個（164,100株）を控除して算出したものであります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の5営業日後の日）

5. 今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。